



福岡医発第 658 号 (地)
令和元年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

社会保険診療報酬支払基金福岡支部における解散した健康保険組合の請求について

平成 31 年 4 月 1 日付けで解散した下記健康保険組合に係る被保険者証の確認等につきましては、加入者が約 65 万人と大規模であることから、社会保険診療報酬支払基金福岡支部において、本年 5 月請求分（4 月診療分）に限り旧被保険者証（旧保険者番号）での請求について返戻することなく対応する旨、平成 31 年 3 月 1 日付け福岡医発第 3151 号（地）にてご連絡申し上げているところです。

5 月請求分（4 月診療分）の旧被保険者証（旧保険者番号）による請求が約 30 万件（うち医科：15 万件）と、4 月請求分（3 月診療分）の請求件数の約 45%の請求状況であることを踏まえ、保険医療機関での混乱が懸念されることから、今般、解散後の継承先となる全国健康保険協会より支払基金宛に下記内容の協力依頼があった旨、支払基金より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、県内の保険医療機関に対しては、支払基金より 6 月 4 日付けで別添別紙通知が直接郵送されますことを申し添えます。

記

1. 対象健康保険組合及び保険者番号

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 人材派遣健康保険組合 | (06.13.911.7) |
| (2) 日生協健康保険組合 | (06.13.805.1) |
| (3) 日生協健康保険組合関西支部 | (06.27.347.8) |

2. 依頼内容

- ・本年 6 月請求分（4 月及び 5 月診療分）についても、旧被保険者証（旧保険者番号）での請求について返戻せずに対応する。

なお、旧被保険者証の回収が 5 月でほぼ完了することから、7 月請求分以降（3 月診療分以前を除く）に、旧被保険者証の保険者番号等で請求が行われた場合は、新被保険者証の確認のため返戻する。

以上

重 要 性 分 類 Ⅲ
事 務 連 絡
令和元年 5 月 30 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

解散した健康保険組合の請求について（お願い）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月 1 日付け解散した下記健康保険組合の加入者が約 65 万人と大規模であることから、解散後の継承先となる全国健康保険協会からの依頼により本年 5 月請求分（4 月診療分）に限り、旧被保険者証（旧保険者番号）での請求については、返戻することなく対応しているところです。

しかしながら、5 月請求分（4 月診療分）の旧被保険者証（旧保険者番号）による請求は、約 30 万件（医科：15 万件、歯科：4 万件、調剤：11 万件）となっており、4 月請求分（3 月診療分）の請求件数の約 45%となっております。

この旧被保険者証（旧保険者番号）による請求状況を踏まえ、今般、全国健康保険協会より、保険医療機関での混乱が懸念されることから、本年 6 月請求分（4 月診療分及び 5 月診療分）についても、旧被保険者証（旧保険者番号）での請求については、返戻することなく対応していただきたいとの依頼がありました。

つきましては、別添の文書をもって各保険医療機関にご協力依頼させて頂きますので、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

対象健康保険組合及び保険者番号

- ・ 人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- ・ 日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- ・ 日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)

重 要 性 分 類 Ⅲ
事 務 連 絡
令 和 元 年 6 月 4 日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

解散した健康保険組合の請求について（お願い）

平素は、支払基金の業務処理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月 1 日付けで解散した下記健康保険組合については、本年 5 月請求分（4 月診療分）に限り、旧被保険者証（旧保険者番号）での請求であっても返戻することなく対応しているところですが、5 月請求分（4 月診療分）の旧被保険者証（旧保険者番号）による請求状況を踏まえ、下記のとおり取扱いを変更しますので、ご理解の上、引き続きご協力方お願いいたします。

記

1 対象健康保険組合

- (1) 人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- (2) 日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- (3) 日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)

2 取扱いの変更点

旧被保険者証（旧保険者番号）での請求については、本年 4 月診療分の請求状況を踏まえ、本年 6 月請求分（4 月診療分及び 5 月診療分）まで対応します。

なお、旧被保険者証の回収が 5 月でほぼ完了することから、本年 7 月請求分以降、本年 3 月診療分以前を除き、旧被保険者証（旧保険者番号）で請求された場合は、確認のため返戻させていただきますのでご理解願います。

【お問い合わせ先】

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

事業管理課 内線 301～306 TEL 092-473-6611